

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

令和3年度の発注者支援業務等に係る入札については、昨年度に引き続き、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、一定の欠格事由に該当する者については、入札に参加することができません（法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）を参照。なお、当該欠格事由に該当する者でないことは、入札の競争参加資格及び契約の解除事由として設定されます。）。

また、当該欠格事由のうち、暴力団排除に関する欠格事由（第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）については、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁に対して意見聴取を行うこととなっています。

このため、令和3年度発注者支援業務等の入札に参加予定の事業者におかれましては、別紙をご参照いただき、提出に必要となる書類の手配、その他必要な準備を行ってください。

なお、各業務の入札説明書においても、別紙の内容を明示します。

欠格事由の確認のため入札参加事業者に提出いただく次の書類については、代表者印等の押印を省略することができます。

- ・発注機関に提出する「誓約書」
- ・総務部契約課に提出する「入札参加事業者確認資料送付書」

押印を省略する場合は、本件に関する責任者・担当者の氏名・連絡先を、提出書類に明記してください。

なお、「誓約書」を電子入札システムにて提出する場合は、責任者・担当者の明記は不要です。

(別紙)

暴力団排除に関する欠格事由の確認について

令和3年度の発注者支援業務等（発注者支援業務〔積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務〕、公物管理補助業務〔河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務及び道路許認可審査・適正化指導業務〕及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となっていることから、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

このため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関（各事務所等）に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であること、及び、警察庁への意見聴取に協力することを記載した誓約書を提出すること。
2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、提出資料は、令和3年度に中国地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いるため、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1度提出すればよい。ただし、提出した資料の内容に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（3）の資料を提出すること。

また、警察庁への意見徴取の結果、「暴力団排除に関する欠格事由に該当する」とされた事業者については、他の発注者支援業務等に参加を希望する場合には、再度下記（3）の資料を提出すること。

（1）提出先

〒730-8530

広島県広島市中区上八丁堀 6-30

中国地方整備局 総務部契約課 工事契約管理係

電話：082-221-9231（代表）

メールアドレス：sijoukatest@cgr.mlit.go.jp

(2) 提出期限

参加しようとする発注者支援業務等の競争参加資格確認申請書提出期限日の18:00まで(必着)。

※上記期限までに提出がない場合は、中国地方整備局入札心得第6条第1項第11号に該当するものとして入札無効と取り扱われることに留意すること。

(3) 提出資料

- ①確認用電子データ (様式1) (エクセル電子データ)
- ②入札参加事業者確認資料送付書(様式2) (ワード電子データ又は原本)

※意見聴取対象者については、参考1(意見聴取対象者等)及び参考2(暴力団排除に関する欠格事由)を参照のこと。

※様式及び参考資料は、下記URLにて取得されたい。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/koukoku/koukoku/shien/haijyo.html>

※②入札参加事業者確認資料送付書の押印を省略する場合は、本件に関する責任者・担当者の氏名・連絡先を明記すること。

(4) 提出方法

提出資料①・・・上記(1)提出先に電子メール

提出資料②・・・押印を省略する場合、上記(1)提出先に電子メール
原本の場合、上記(1)提出先に持参又は郵送

※原本提出にあたり郵送する場合は書留郵便に限る。また、提出資料①を印刷したものを、資料②の原本に添付すること。